

日本又はカナダの有機制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して両国間での輸出入が可能となることについて

本日、日本とカナダは、両国の有機制度が同等であると相互に認めることについて合意しました。

これまでは、日本-カナダ間で有機農産物等を輸出する場合には、相手国の有機制度による認証を受ける必要がありましたが、今回の合意により、平成 27 年 1 月 1 日以降は、自国の有機制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して、相手国へ輸出できるようになります。

1. 概要

これまでは、日本-カナダ間で有機農産物等を輸出する場合には、相手国の有機制度による認証を受ける必要がありました。

2012 年以來、日本とカナダの間で有機制度に関する協議を続けてきた結果、本日、日本とカナダは、日本の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機 JAS 制度と、カナダの Canada Organic Regime (COR) が同等であると相互に認めることについて合意しました。

これにより、平成 27 年 1 月 1 日以降は、日本-カナダ間において、自国の有機制度による認証を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品に「organic」等と表示して、相手国へ輸出できるようになります。

2. カナダとの合意内容

1. 日本からカナダへの有機農産物等の輸出について

(1) 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産、加工又は包装され、格付がされた有機農産物及び有機農産物加工食品（原材料の原産国は問わない）

(2) 生産基準

有機農産物の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号)
有機加工食品の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号)

2. カナダから日本への有機農産物等の輸出について

(1) 対象範囲

CORに基づき、最終的にカナダ国内で生産、加工又は包装され、認証がされた有機農産物及び有機農産物加工食品（原材料の原産国は問わない）

(2) 生産基準

Canadian General Standards Board

Organic Production Systems

General Principles and Management Standards (CAN/CGSB-32.310-2006)

■ 3. 発効期日

平成 27 年 1 月 1 日

<添付資料>

- ・ 有機 JAS 制度について
- ・ 有機食品の同等性について

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課

担当者：国際業務班 向江、山田 有機食品制度班 長谷

代表：03-3502-8111（内線 4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

FAX：03-6744-0569

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>